

# 第二次愛媛県再犯防止推進計画

～ 地域社会の一員として円滑な社会復帰支援へ ～



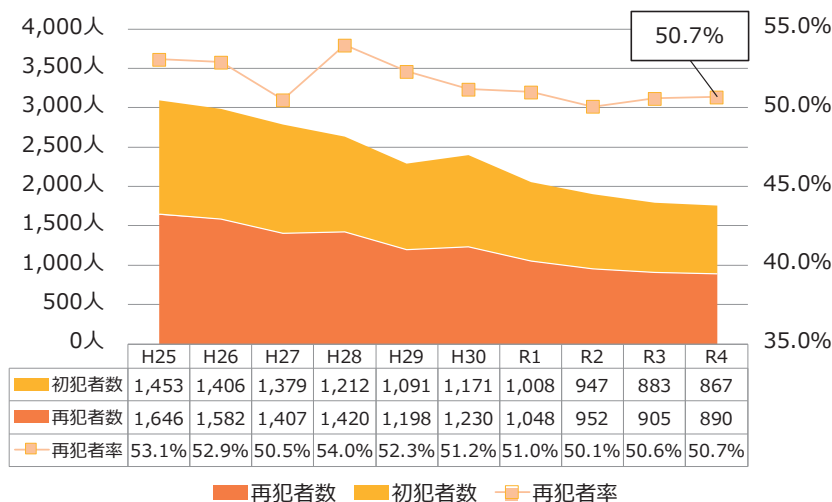
## 計画策定の背景・趣旨

愛媛県では、再犯防止を推進し、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、令和2年2月に「愛媛県再犯防止推進計画」を策定し、刑務所等を出所する高齢者や障がい者の福祉サービス利用をサポートするほか、就労先のマッチングや住居確保に向けた支援など多様な分野で犯罪をした者等に対する支援に取り組んできました。

このたび、計画の策定から4年が経過し、これまでの取組や再犯を取り巻く状況を踏まえ、また、令和5年3月に閣議決定された国の第二次再犯防止推進計画の内容を勘案し、引き続き再犯防止施策を総合的かつ計画的に進めていくため「第二次愛媛県再犯防止推進計画」を策定しました。

## 愛媛県における再犯防止をとりまく状況

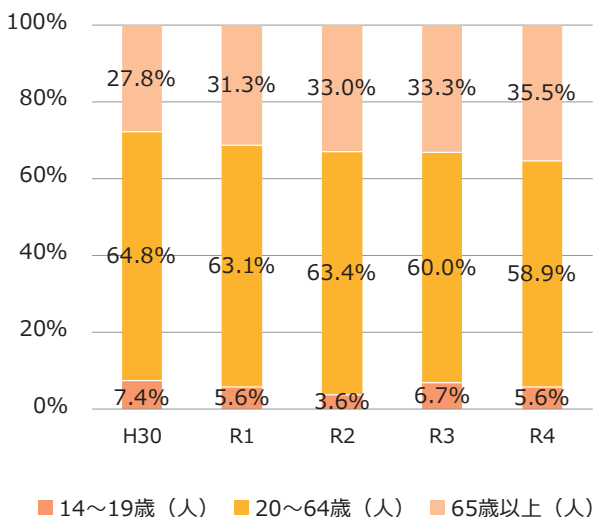
刑法犯検挙人員中の再犯者数、再犯者率（愛媛県）



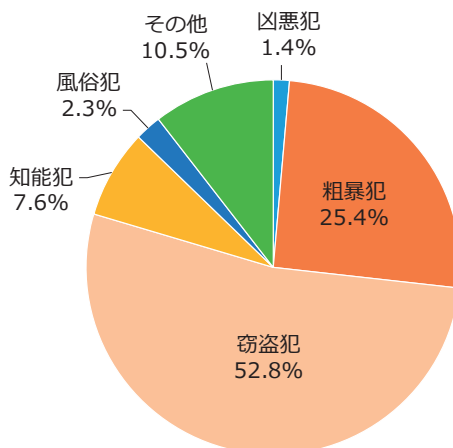
本県において、令和4年の再犯者数は890人で減少傾向にありますが、再犯者率は50.7%で、平成28年の54.0%をピークに減少傾向にはあるものの一貫して5割を超えており、全国の再犯者率(令和4年47.9%)より高い状態が続いています。

本県の刑法犯検挙人員のうち、再犯者の年齢構成は、高齢者(65歳以上)の占める割合が3割を超えています。また、刑法犯検挙人員の罪名別では、窃盗が全体の約5割強を占めています。

再犯者の年齢構成別割合（愛媛県）



検挙人数（愛媛県）  
（令和4年・20歳以上）



## 計画の目標

犯罪をした者等\*が、地域社会において孤立することなく、社会の一員として受け入れられる地域づくりを進めるとともに、円滑に社会復帰ができるよう支援することを通じて、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

※犯罪をした者等・・・犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう）若しくは非行少年であった者

### 重点課題

- 1 国・市町・民間団体等との連携強化
- 2 就労・住居の確保
- 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 4 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等
- 5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施
- 6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進



### 計画の支援対象者

犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者において、有罪判決の言渡し若しくは保護処分を審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により控訴の提起を受けなかった者で支援が必要な者。

### 計画の期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間

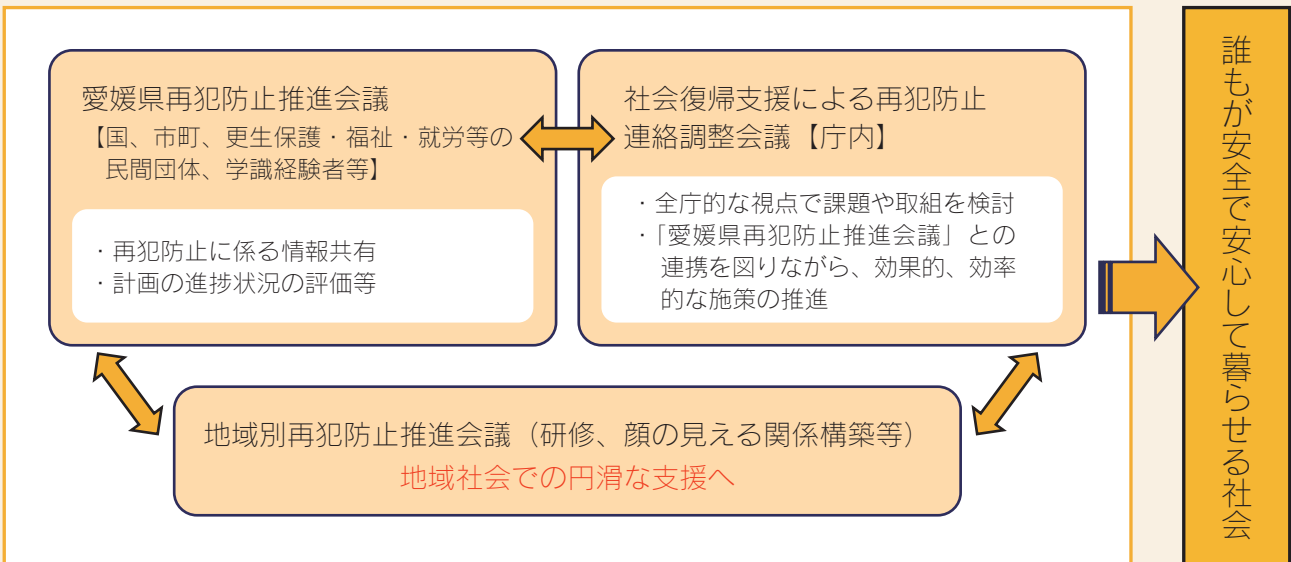
※今後の社会情勢や国の第二次再犯防止推進計画の見直し等を受け、必要に応じて見直しを実施。

### 計画の成果指標

刑法犯検挙人員中の再犯者数の減少

基準値：890人（令和4年（2022年）実績）⇒目標値：650人（令和10年（2028年））

## 計画の推進体制



## 施策の基本的な方向性と具体的な取組

重点課題	基本的な方向性		具体的な取組
第1 国・市町・民間団体等との連携強化	1 国・市町・民間団体等との連携強化	①国、民間団体等との連携強化への取組	○関係機関等で構成する県再犯防止推進会議の開催と施策の検証・評価等の実施 ○施策の周知と相互理解（情報共有）による連携した相談の実施
		②市町と連携した施策の推進	○市町再犯防止推進計画の策定促進に向けた支援
第2 就労・住居の確保	1 就労の確保	①就労に必要な基礎知識や技能等の習得	○就労支援コーディネーターの配置による就職支援や職場定着支援の実施
		②就職や職場定着に向けた相談・支援の取組	○生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業による生活改善支援や一時生活支援の実施
		③協力雇用主の確保等	○関係機関と連携した協力雇用主制度等の周知
		④事業者の更生保護活動に対する支援	○職場体験や雇用などの更生保護活動への支援 ○関係機関と連携した研修会の開催
		⑤福祉的な支援が必要な人に対する就労支援	○障害者就業・生活支援センターにおける自立支援 ○福祉的就労への支援
		⑥一般就労と福祉的就労の狭間にある者の就労の確保	○一般就労に向けた知識等習得支援 ○社会的企業（ソーシャルビジネス）との連携の検討
	2 住居の確保	①地域社会における定住先確保、社会復帰のための支援	○生活困窮者自立支援制度による居住支援 ○住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅登録制度の普及促進
		②賃貸住宅の供給促進	
		③公営住宅への受け入れ	○県営住宅入居に関する低額所得者への柔軟な取り扱いと市町への働きかけ
		④一時的な居場所の確保	○自立準備ホーム制度の周知への協力
第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進	1 高齢者又は障がいのある人への支援	①福祉的支援の実施体制の充実	○地域生活定着支援センターによる受け入れ施設等の調整、フォローアップと取組の充実強化
		②保健医療・福祉サービスの提供	○関係機関を対象とした研修や意見交換会等による多機関の地域ネットワークづくり
	2 薬物依存を有する者への支援	①薬物依存症に関する広報・相談支援の充実	○薬物依存症に関する相談窓口等の周知 ○薬物乱用に係るリスクや正しい知識等の普及啓発
		②治療・支援を提供する保健・医療機関等の充実	○医療提供体制の整備とネットワーク化の促進 ○自立支援医療制度による負担軽減
		③関係機関・団体等との連携強化	○関係機関等との連携強化と継続的な支援の検討
第4 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等	1 少年の非行防止等	①学校における適切な教育・指導の実施	○スクールカウンセラー等の配置による相談体制の整備
		②地域における少年の立ち直り支援	○非行防止教室や少年警察ボランティア等と連携した社会奉仕活動の実施
	2 学校等と連携した修学支援の実施等	①学校や地域における学び直しのための支援	○自立援助ホーム入居中の非行少年の学び直しの支援 ○中途退学者への再修学の情報提供
		②少年院・保護観察所等と連携した取組の検討	○復学する者等の学びの継続支援に向けたケース検討会等の実施
第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施	1 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施	①犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施	○児童自立支援施設等送致の保護処分を受けた少年への専門機関と連携した支援 ○子どもへの暴力的性犯罪者の再犯防止支援 ○ストーカー加害者への適切な措置及びカウンセリング等受診への助言 ○暴力団からの離脱支援・社会復帰支援への推進
第6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	1 民間協力者の活動の促進	①民間ボランティアの活動に係る支援	○保護司等への支援機関・制度等の周知 ○保護司等の研修会での薬物乱用防止に係る研修の実施
		②更生保護活動者に対する顕彰	○民間協力者への感謝状贈呈
	2 広報・啓発活動の推進	①広報・啓発活動の推進	○社会を明るくする運動や再犯防止に関する広報・啓発活動

## 支援関係機関等

### ★刑事司法関係機関

機関・団体名	電話番号	機関・団体名	電話番号
松山地方検察庁	089-935-6111	松山保護観察所	089-941-9983
松山刑務所	089-964-3355	松山少年鑑別所	089-952-2841
高松矯正管区	087-822-4455		

### ★職業紹介・就労支援関係機関

機関・団体名	電話番号	機関・団体名	電話番号
松山公共職業安定所	089-917-8609	今治公共職業安定所	0898-32-5020
八幡浜公共職業安定所	0894-22-4033	宇和島公共職業安定所	0895-22-8609
新居浜公共職業安定所	0897-34-7100	西条公共職業安定所	0897-56-3015
四国中央公共職業安定所	0896-24-5770	大洲公共職業安定所	0893-24-3191
愛媛労働局訓練課	089-900-5244	愛媛障害者職業センター	089-921-1213
コレワーク四国 (矯正就労支援情報センター室)	0120-29-5089	NPO法人 愛媛県就労支援事業者機構	089-995-8491
ジョブカフェ愛work	089-913-8686	えひめ若者サポートステーション	089-948-2832

\*シルバー人材センター：各市町に所在（上島町、松野町を除く）

\*障害者就業・生活支援センター：6圏域に所在（宇摩、新居浜・西条、今治、松山、八幡浜・大洲、宇和島）

### ★住宅支援関係機関（愛媛県指定住宅確保要配慮者居住支援法人）

機関・団体名	電話番号	機関・団体名	電話番号
ホームネット株式会社	0120-460-560	NPO法人ささえる	089-909-6412
一般社団法人くらしの窓口	089-915-1888	NPO法人SHARE LIFE DESIGN	089-906-8600
株式会社あんしんサポート	0120-34-1881	NPO法人えひめ住まいと暮らし のサポートセンター	089-964-8500
孫心まごころ合同会社	089-950-4350	NPO法人リブラ	089-954-3950

\*公営住宅（県営・市町営）入居支援：県及び各市町の担当課が所管

\*居住支援協議会：2団体（愛媛県居住支援協議会、東温市居住支援協議会）

### ★更生保護団体

機関・団体名	電話番号	機関・団体名	電話番号
愛媛県保護司会連合会, 愛媛県更生保護女性連盟, 更生保護法人愛媛県保護観察協会, 愛媛県BBS連盟	089-941-9983 (松山保護観察所内)	更生保護法人愛媛県更生保護会	089-972-0714

\*更生保護サポートセンター：四国中央市、新居浜市、西条市、今治市、松山市、伊予市、久万高原町、大洲市、八幡浜市、西予市、宇和島市、愛南町に所在

### ★その他支援機関・団体等

機関・団体名	電話番号	機関・団体名	電話番号
松山法務少年支援センター (松山少年鑑別所内)	089-952-2846	愛媛県地域生活定着支援センター (愛媛県社会福祉協議会内)	089-921-8353
愛媛県警察少年サポートセンター	089-934-0110	愛媛県暴力追放推進センター	089-932-1893
愛媛県人権啓発センター	089-941-8037	愛媛県福祉総合支援センター	089-922-5040
愛媛県東予子ども・女性支援センター	0897-43-3000	愛媛県南予子ども・女性支援センター	0895-22-1245
愛媛県心と体の健康センター	089-911-3880	四国中央保健所	0896-23-3360
西条保健所	0897-56-1300	今治保健所	0898-23-2500
松山市保健所	089-911-1800	中予保健所	089-941-1111
八幡浜保健所	0894-22-4111	宇和島保健所	0895-22-5211

\*福祉事務所：県（県内郡部9町所管）及び各市が設置

\*生活困窮者自立支援制度相談窓口：各市町社会福祉協議会（宇和島市、西予市は市役所）が設置

\*地域包括支援センター：各市町が設置

発行元：愛媛県 県民環境部県民生活局県民生活課  
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2  
TEL：089-912-2336

愛媛県の再犯防止  
推進については  
こちら（県HP）⇒

